

日本近代史講座…先の大戦に至った歴史上の転換点を求めて

第10回 日中和平工作の挫折

はじめに

今回は、近衛文麿首相と広田弘毅こうき外相が関与した昭和一〇年から一三年迄に行われた和平工作について紹介します。その後にも桐工作や銭永銘工作がありました。既に重慶政府が連合国側に組込まれていてその工作は重慶政府による謀略の可能性が大でした。扱その和平工作ですが、近衛公と広田氏は首相や外相の要職にありながら和平の絶好の機会を自ら放棄しました。昭和二〇年の日本の敗戦原因は直接には軍部官僚ですが、之を劇薬とすれば両氏共にその効果を増大する触媒役を果したのでした。近衛公の場合は軍部の先棒を担いで国民を扇動した罪、切所に逡巡した気弱の罪を犯し、¹天皇が猪木正道の書いたのは非常に正確であり、特に近衛と広田についてそうだと中曾根首相に伝えていきます。²その猪木氏は「近衛公は優柔不断で定見がなく全く気紛れな素人政治家で、暴走する陸軍という虎を乗りこなして先手を取る先手主義を方針としていたが、結局虎を乗りこなせずに失敗に終わった」と述べています。先手主義の例では盧溝橋事件に際して現地の停戦合意を無視して軍部の先手を取って国民の戦意高揚を策しました。更にトラウトマンの和平斡旋を拒否して蒋介石を相手とせず声明を発表し、日中戦争を泥沼化させて太平洋戦争を誘引しました。優柔不断の例では盧溝橋事件時に石原莞爾が準備した日中首脳会談や野村大使が纏めた日米首脳会談を決断せずに絶好の機会を逃しました。広田氏の場合は軍部を助長した無為無策の罪を犯しました。中国幣制改革の日英共同実施提案では英国の余計な干渉として拒否。二・二六事件直後の組閣時に大臣に指名した吉田茂等を陸軍が忌避すると唯々諾々と従って軍部の傀儡政権の道を選びました。³「この時広田が天皇に直訴していれば二・二六事件で軍部に鉄槌てつゐを加えた天皇が軍部を抑えたであろう」と猪木氏が指摘しています。案の定広田首相は軍務大臣の現役武官制復活や軍事予算大盤振舞いをして軍国化を助長し、日独防共協定を締結しました。第一次近衛内閣の広田外相は南京占領を目前にして流石の蒋介石もドイツ大使トラウトマンを通して和平を提案してきました。南京占領に歓喜する国民世論に迎合して、閣議に於いて軍部等の講和条件吊上げを黙認して和平の絶好の機会を逃がしました。⁴この時部下の石射猪太郎東亜局長は広田外相を評して「この人が国際協調平和主義者である事に異論はないが、軍部と右翼に抵抗力の弱い人であり、之れ程ご都合主義な無定見な人物とは思わなかった」と述べています。⁵岡崎久彦氏は「広田氏の信条は皆が決めた政策には反対せず、大事なものは政策ではなく諾だくと言った以上それに全責任を負う覚悟『一言然諾を重んず』ぜんだくですが、時流に流されて指導力を発揮しない危険を伴っている」と評しています。

一、昭和一〇年二月、中国向け財政援助計画

⁶昭和一〇年二月に中国財政部長・孔祥熙こうしょうきが日本に「米国の銀買上法により通貨問題に苦しむ中国を日本が援助すれば日中関係は改善される」と借款を要請しました。高橋蔵相は北満鉄道買収費用や国際収支の悪化で多額の融資は困難として借款援助は回答を保留し、⁷外務省は「日中経済関係調整会議」を開催し、物々交換方式の計画を提示しました。中国側は外務省案を批判し第一に両国の経済関係の障害

は日本の武力侵略と中国国家主権の軽視にあり此の解消策に言及せず、第二に物々交換方式案に於ける両国の輸出品は綿製品等直接利害が衝突する品目が多数あつて、日本に有利な条件ばかりと指摘して日中経済提携は立ち消えになりました。⁸ 昭和一〇年二月に英国チェンバレン蔵相が日米仏三国に中国財政共同援助を提議してきました。チェンバレンの動きは日中親善工作を側面援助せんとする意図がありましたが、重光葵次官が「この種の援助は中国の国際的共同管理に連動する」と主張して天羽声明と同様な論理で反対し、広田外相も英国提案を拒否しました。

二、昭和一〇年、中国・親日派が日中宥和交渉を開始

広田外相は昭和一〇年一月の帝国議会で自らの外交姿勢を万邦協和外交と規定して「私の在任中は戦争は断じてない」と演説し、欧米諸国に先駆けて在華日本代表部を公使から大使に格上げしました。その外交姿勢を信じて、⁹ 昭和一〇年六月から中国政府の親日派（汪兆銘、黄郛、唐有壬等）は広田外相と日中宥和交渉を始めました。中国側は「日中関係の平和的解決・対等の交際・排日の取締」の三条件を提示し、蒋介石も日中宥和交渉に賛同して「中国の満州国承認は不可能だが、日本に満州国承認取消しを求めずに、不問に付す」と譲歩しました。広田外相は中国側提案の三条件に納得せず、**広田三原則**（中国の排日停止・満州国黙認・共産主義勢力の排除）を対案として一〇月七日に提案しましたが、中国側は**広田三原則**には中国に要求する項目ばかりで、中国側が得るものは皆無として提携交渉を打ち切りました。この宥和交渉挫折で南京政府内の親日派は面目を失い打撃を受けて、以後中国からの積極的日中提携工作は途絶えました。

三、昭和一〇年、英国リース・ロス卿が中国幣制改革の日英共同実施を提案

昭和八年に財政部長・宋子文は清国時代からの秤量両銀を廃止し、新たに鑄造した「元」を単位とする銀本位貨幣として元銀貨を発行しました。¹⁰ 昭和九年（一九三四年）六月二〇日ローズベルト大統領はニューディール政策の一環として、恐慌で急落した諸物価の上昇を期待し景気の回復を目指して、銀を基礎とする通貨の大量発行を行う銀買上法を制定しました。米国の銀買上が始まると銀価格が急騰し、当時の世界的恐慌で行き場を無くしていた世界中の銀が米国に向って流出しました。中国の銀も七月一〇月間に二億元以上の銀が流出し、銀貨幣が激減した中国では金利が急騰し、物価が暴落して深刻な不況が襲い中国経済は大混乱に陥りました。¹¹ 昭和一〇年九月中国の財政支援・貨幣制度改革の要請に応じてチェンバレン蔵相はリース・ロス卿を日本に派遣し、对中国の日英共同借款供与と幣制改革を提案しました。この借款では、英国と中国は満州国を承認し、その見返りに満州国は中国の負債の適当な割合を支払うという案が提示されました。重光外務次官は政治の安定性のない中国では幣制改革は不可能と断定し、満州国を介しての経済援助にも満州国が中国の負債を支払うべきか否かは日本として保証できないとしてリース・ロス提案を一蹴しました。広田外相も中国の貨幣改革は華北分離工作を進めて

いる支那派遣軍の強硬な反対に妥協して、英国が口を出す事ではないと止めを刺して拒否しました。高橋蔵相は日英が提携してこそアジア経済は立ちゆくとして英国の提案に賛成しました。数年後に起きる日中戦争での莫大な代償に比べれば微々たる投資であり、幣制改革の一端を担っていれば日中戦争も回避された公算が大で英国が満州国を承認すれば他の欧州諸国も追従する可能性があり、第二次欧州大戦勃

発後に日本がドイツと軍事同盟を結ぶ必然性も無くなり米国との対立も避けられる公算が大でした。

大局的に見ればこの英国の提案は日本にとって願っても無いもので、実に惜しいチャンスを逃しました。

¹² リース・ロスの中国幣制改革が順調に進み始めた一月九日に外務省は幣制改革及び対華借款に反対を声明し、一月一二日為替市場が開くや日本は中国通貨を大規模に売り浴びせました。このような日本の動向に米国のモーゲンソー財務長官が反発して日本に対抗して一月一三日に交渉継続中の米国・中国間の銀購入交渉を直ちに決着させ中国から銀五千万オンスの購入を決定し約三、二五〇ドルを支払いました。米国の銀購入はその後も継続され昭和二年七月迄に総額一億ドルに達し、その引換えに得たドルと金をそのままニューヨーク連邦銀行に留置されました。その基金で為替介入操作が米国の助言の下に実施され日本の中国通貨攻撃は撃退され経済戦争ながら中国を代理戦争の場として日米戦争の布陣が形成されました。このニューヨーク留置基金は当初こそ中国貨幣の為替介入用として用途を限定されましたが、日米戦争が始まるや中国の対日戦用軍事費として使用されました。昭和一〇年一月二五日冀東防共自治政府成立、二月一八日冀察政務委員会が成立して北支分離工作が成功しました。ここ迄が日本軍部の絶頂期でした。傀儡政権に反発した中国民衆の抗日運動は激化の一途を辿り、二年後には日中戦争が勃発し泥沼化して日本は世界大戦に引きずり込まれたのでした。

四、盧溝橋事件発生時の停戦合意に対する近衛首相の対応

昭和二年七月七日に衝突した日中両軍は七月一日早朝には日本軍は盧溝橋から離れた地点に移動し、中国軍は盧溝橋付近に兵力を増強中でした。¹³ その間北京では橋本群支那駐屯軍参謀長、松井久太郎

北京特務機関長、秦徳純第二九軍副軍長、張自忠第三八師長が停戦交渉を続けていました。二〇時には交渉条件「①第二九軍代表の謝罪と中国側は責任者を処分し再びこのような発砲事件の防止を声明する②盧溝橋及び龍王廟から兵力を撤去して保安隊を以て治安維持に当る③抗日各種団体の取締の徹底」を中国側が受諾して松井・秦徳純和平協定が成立し、二一時に協定成立の電報が参謀本部宛に発信されました。近衛首相は現地の停戦合意が間近と知りながらも同日一四時に臨時閣議で杉山陸相が現地交渉を有利にし且つ万一の緊急事態を口実として三個師団の準備動員派遣を主張して近衛首相は承認し、広田外相は黙認しました。外務省の石射局長が閣議前に動員派遣絶対反対を外相に念押ししたにも拘らず裏切られたのでした。両軍の衝突が終息したにも拘わらずその衝突を戦争状態を意味する北支事変と称すると閣議決定し、一八時には早々と内閣として北支派兵声明を国民に発表してしまいました。声明内容は「今次事件は全く支那側の計画的武力抗日なる事は疑いの余地なし。政府は閣議で重大な決意をなし、北支出兵に関し政府の執るべき措置を決定せり」更に現地から協定成立の報告を受けたにも拘らず近衛首相は予定通り二一時に政財界の有力者や新聞通信社代表を首相官邸に招いて国内世論の統一協力を要請し以後新聞の論調は強硬になり国民世論を戦争へと誘導しました。¹⁴ 石射局長は近衛首相を批判して曰く「今迄は事ある毎に軍部に引摺られて政府は後手に廻っていたので、今回は近衛首相自らが軍部の先手を取った方が効果的との考えから大風呂敷を広げて氣勢を上げたと聞いたが、冗談じゃない、これでは野獣に生肉を投じたのだ」と嘆きました。実際に七月一日に現地で停戦協定成立を以て今回の衝突事件は終息に向う筈でした。現地情勢を無視した政府の北支那派兵決定並びに派兵声明

は陸軍の事件拡大派を勢いづかせ、中国側の不信・反発を招く結果になりました。近衛首相の北支派兵声明に応じて七月一七日に蒋介石は廬山で対日宣戦布告の最後の関頭演説で抗日の決意を表明し、その後事件は拡大の一途を辿りました。

五、盧溝橋事件時に石原莞爾少将の日中首脳和平会談企画

15. 七月一八日に、陸軍参謀本部・武藤章作戦課長が「内地三個師団を動員発令して八月下旬迄に北支に集中完了し、支那軍を撃破し、保定・静海県独流鎮（天津南西二〇km）以北を占領する作戦構想」を起案しました。上司の石原莞爾作戦部長は当初は動員に反対するも、緊急事態に備える準備動員と説得されて武藤提案を承認しました。しかし石原は蒋介石の戦意を感じて此のままでは全面戦争へ突入すると思ひ直し風見章内閣書記官長を通して「形勢頗る重大。近衛首相が南京に飛び、蒋介石と直接談合が最上の解決策」として首相に提案したところ首相も賛同したので、直ちに杉山陸相、梅津陸軍次官に近衛・蒋介石会談を献策しました。即ち①北支にある我軍全部を山海関の満州支那国境迄退く②近衛首相自ら南京に飛び蒋介石と膝詰め談判により、日本・支那の根本問題を解決すべし。梅津次官は石原に近衛首相の自信を確認したかと反問し、杉山陸相は近衛首相にその気魄はあるまいと感想を述べ、更に梅津次官は、石原提案の陸軍の後退策では北支に残された日本人居留民の權益財産保全や満州国安定が確保できると質しました。石原は居留民の保護ならば全員引揚げさせて、その損害を一億でも二億円でも居留民に補償してやったらいい。その方が戦争より安くつくと言いつつ説いて、再度風見書記官長を通して近衛首相に首脳会談を督促したところ承諾を得て直ちに南京行き飛行機を用意しました。16. その直後に広田外相の消極姿勢を理由に近衛首相が突然変心して中止してしまいました。石原は激怒して「二千年にも及ぶ皇恩を辱のうして此の危機に優柔不断では日本を亡す者は近衛なり」と叫んだと言います。佐高信は著書「黄砂の楽土二八八頁」で「満州事変の火をつけて日中戦争の口火を切ったのは石原であり、その後いかに平和工作を進めたからといって、放火の罪は消えない」として、ベトナム戦争の放火責任者でありながらベトナム和平協定締結の功績でノーベル賞を受賞したキッシンジャーと共にマツチポンプと皮肉っています。17. 近衛首相は石原提案に一旦は断念したものの、思い直して蒋介石と親しかった秋山定輔（宮崎滔天と共に孫文の盟友）に相談したところ秋山は直ちに七月一九日に宮崎龍介（宮崎滔天の長男）に近衛首相からの依頼で対中国和平工作の特使として訪中するようにと指示しました。宮崎龍介が中華民国大使館に蒋介石の意向を問い合わせると、南京の蒋介石から「面会に応じる。上海迄来れば迎えを出す」との返電を受けて直ちに神戸港に赴き、上海行・長崎丸乗船直後に憲兵隊に拘束されてしまいました。近衛首相が杉山陸相に相談した為に陸相が憲兵を派遣・拘束したのです。

六、盧溝橋事件時に石射東亜局長の和平工作

18. 七月二九日に天皇から「この辺で外交交渉により日中問題を解決したらどうか」と近衛首相に「ご下問があり、広田外相が石射局長に日中和平工作案の作成を命じました。石射局長は直ちに日中国交調整案を作成し、陸相・海相・外相会議で確定されました。この時点では上海駐在の川越茂大使が盧溝橋事件以来天津に居座っていた為に、偶々帰国中の元上海総領事・船津辰一郎（在華紡績同業会理事長）に日本側の交渉代表を委嘱して、取敢えず中国の外交部アジア局長・高宗武との会談を設定する為に八月四日

に上海に出発しました。八月七日に日華停戦条件と日中国交全般的調整案要綱が四相会議で決定されました。その停戦条件は中国政府に十分配慮されたものでした。船津辰一郎たついちろう氏が高宗武との会談を八月九日に設定したところ、川越大使が突然に会談直前の八月八日に上海に帰任して会談交渉の役割を引受け、高宗武局長との第一回会談は雑談程度で終えたところで、大山中尉殺害事件が発生して上海の情勢が大混乱となり、会談も中断されたまま上海事変に突入してしまいました。

七、ドイツ駐華大使トラウトマンの和平斡旋

第一次トラウトマン工作

昭和十二年一月初めの上海戦の戦況は、上海派遣軍が一月二日には蘇州河を渡った地点でトーチカ群に阻止され戦線は膠着していました。その頃新編成の第一〇軍が一月五日に杭州湾上陸を目指し、中国軍を南北から包囲殲滅しようとした状況にありました。¹⁹この時期の一二月二日に広田外相はディルクセン駐日ドイツ大使に対日和平斡旋を求めて一〇月一日に四省会議で決定した停戦条件を**和平第一条件**として提示しました。この条件案は「八月七日に四相会議で決定した講和条件」に則したもので、盧溝橋事件直後に局地戦として事態を收拾しようとした穏便な案でした。ディルクセン大使は、日本の提案は中国側も受諾可能であろうとして本国に報告しました。ドイツのノイラート外相は同意してトラウトマン駐華ドイツ大使に、蒋介石に提案を指示しました。一月五日にトラウトマン大使が蒋介石に**和平第一条件**を提示して和平交渉受諾を勧めると、蒋介石は「現在国際連盟で九ヶ国条約国及び不戦条約国が合同して対日制裁決議につき一月三日から会議中でその結論を待っている」として蒋介石は**和平斡旋の回答を保留扱い**としました。²⁰しかしながら日本が不参加の九ヶ国会議では、日本を九ヶ国条約・不戦条約違反者とし関係列国の協議により解決し得るとのみ決議して散会してしまい、第一次トラウトマン和平工作は立ち消えになりました。

第二次トラウトマン工作

²¹昭和十二年一月下旬には日本軍は南京迄一〇〇kmに迫りました。蒋介石側近のほぼ全員が日本側の和平斡旋案・**和平第一条件**に賛同したので、蒋介石は二月四日にトラウトマン大使と会見し対日和平斡旋を依頼しました。即ち、北支那の宗主権・領土保全権・行政権を確保し、ドイツが講和の調停者になる事を前提に、一二月七日ディルクセン大使が広田外相に中国側の意向を伝達すると外相の見解は、「最近の軍事的成功により一ヶ月前に提案した条件で交渉が可能か不明である。陸海軍の意見聴取後に回答する」と前回の会談とは打って変わって冷やかなものでした。近衛首相、陸海相、広田外相は一般世論の戦勝ムードに迎合して講和条件嵩上げを策し、更に**南京陥落**の一二月一四日に北京に傀儡政権の中華民国臨時政府が成立していたので「北京の新政権を育成すれば蒋介石政府はやがて一地方政権に転落して時局收拾の道が拓かれる」とした**樂觀的新政権論**が政府内に満ちていました。参謀本部の**多田駿**はやお次長が、日本の国力では長期戦に耐えられない。ソ連の脅威を考慮すれば、上海地区や南京地区を短期決戦で陥落させた現在、早期に蒋介石政府と講和して取敢えず支那事変を終結すべし。少くとも南京攻略は蒋介石にとって大打撃の筈であるから、今こそ其の機会を逃すべきではないとする和平派の立場でした。ドイツ外相の和平仲介を受けて、一二月七日に四省会議（首相・外相・陸海相）で受諾方向と決

定し、同日の三局長会議（外務省・陸海省）で和平条件案として一月二日付で中国に提示した**第一条**を基礎とし、戦禍被害に対する僅かな損害賠償（中国軍による紡績工場焼失等）を加えたものを成案として一月一四日の**大本営連絡会議**に上程しました。石射局長が和平条件案を説明したところ、その条件案では不足として末次信正内相と杉山陸相が一斉に条件を嵩上げしました。広田外相は一言も発言せず、説明進行役の石射局長は啞然として発言権が無い立場も忘れて思わず「このように加重された条件では中国側は到底和平に応じないであろう」と発言しましたが無視されました。会議で決定した和平条件案を基礎にした**支那事変処理根本方針**が二月二日の閣議で決定されました。その方針に示された**日華和平条件案**は、前文で戦局の変化により前回提案した和平第一条を修正した旨を述べた上で、「支那側が今回提案の講和条件を承認し、帝国に和を乞うて来た場合は直接交渉に応じる」というものでした。その和平条件案は**第一条**より遙かに厳しく、**賠償の支払い、満州国の承認や広範囲な非武装地帯の設定等**が追加されていました。十二月二三日に広田外相はデイルクセン大使に新たな和平条件を提示して「戦況の変化と世論の圧力を前にしては、これ以外の条件は認められない」と主張し、デイルクセン大使は「このように加重した条件では中国政府が受諾する可能性は少ない」と指摘しながら中国政府に通知しました。蒋介石は一瞥して「この過酷な条件では生存の道は戦う以外には無い」として蒋介石が最後まで戦うと決意した以上、残された唯一の道はソ連と組む事でした。昭和十二年一月一日に日独伊防共協定成立以来ドイツからの中国への武器援助も途絶え、欧州では第二次大戦直前の状況に迄進行して独伊に対抗して米英仏ソという陣営が明確化した現在、日本がドイツ寄りである以上中国は後者の陣営を選択せざるを得ませんでした。日本政府は、目先の利益を追って自ら世界に孤立する道を選んだのでした。自らは防共を標榜しながら中国に抗戦を強いてソ連側に迫りました。日本が独伊と組んでも両国は遙か欧州に在りソ連と中国は地続きで地勢学上でも日本の不利は明白でした。日中戦争が本格化した昭和十二年八月二日に孫科立法院長は中ソ不可侵条約を締結し、武器購入代金として二億五千万ドルの融資を受けて既に航空機千機、戦車、大砲をソ連から購入済みでしたが、蒋介石は再び孫科にソ連の援助を求めてモスクワ行きを命じました。昭和十三年一月二日に広田外相が対日講和の回答を督促すると、蒋介石は王寵惠外交部長に「保留」と回答させ、「日本側の条件は我国を征服して滅亡させるものだ。屈伏して亡びるよりは戦って敗れるに如くは無し」として閣内に和平拒否を徹底させました。広田外相は**回答期限を一月一〇日迄と通告**し、その期限切れの一月一日の御前会議で、①支那現中央政府が講和を求めて来た場合は**昨年一月二二日に閣議決定された「支那事変処理根本方針」**に準拠するとし ②講和を求めて来ない場合は「帝国は爾後蒋介石政府に期待を掛けず、**新興支那政権**と図り更生新支那の建設に協力する。帝国は現蒋介石政府の壊滅を図り、又は新興支那政権の傘下に収容されるように策す」と規定しました。そして改めて中国側の**回答期限を一月一五日**としました。連絡を受けたトラウトマン大使が中国側の早期回答を要請すると、蒋介石は「国際情勢は今や反日・親中国の潮流に変化し、中国が戦い続けられれば終に日本は必ず敗れる」と述べ、王外交部長に日本には「**適宜対応せよ**」と指示しました。一月一四日に王外交部長の口上書が広田外相に伝達されました。口上書は「今回新たに日本から提示された条件案は広範囲過ぎるので中国政府としても慎重に明確な決定を下す為には、

日本側が提議した条件の性質と確定内容の説明を求める」としたものでした。広田外相はこの中国側の口上書の誠意の無さを指摘した上で、中国側には既に回答するに必要な材料を与えた筈であり和平交渉の機会を逃したのは中国側であると中国側の口上書に反駁しました。中国との戦争が長期化する場合は対ソ連戦対策を含めて明確な理念・見通し・方針・計画の下に国を挙げての決意が必要であるにも拘わらず近衛政府は何らの決意も無く、長期戦必至の蒋介石政府と絶縁方針を採用しました。その理由は蒋介石の態度が悪い・言い方が怪しからんと言ったものでした。多田次長はこのような粗雑な論理で国家を長期かつ大規模戦争に投げ込まれてはたまらないと憤激して、大本営政府連絡会議で討議するように要請しました。一月一五日に大本営政府連絡会議が開催され、政府側は中国の口上書を勘案し、交渉打切りが妥当と判断して陸・海軍統帥部に同意を求めました。多田次長は「中国側の口上書には交渉打切りの明言が無き故、駐日大使に真意を確認すべし。僅かな期日を争って前途暗澹たる長期戦に移行するは余りにも拙速、危険であり承服できない」と強調し、伏見宮軍令部総長、古賀峯一次長も参謀本部に同調しました。広田外相は語気強く「永い外交官生活の経験に照らして支那側の応答ぶりは、和平解決の誠意の無い事は明瞭である。多田次長は外務大臣を信用しないのか」近衛首相は「速やかに和平交渉を打ち切り我が態度を明確にすべし」米内海相は「閣僚全員、外務大臣を信頼す。統帥部が外務大臣を信用しないのは内閣不信任であり内閣は辞職の外なし」多田次長は「これはしたり。明治帝は朕に辞職無しと宣へり。国家の重大時期に内閣の辞職云々とは何ぞや」と反論し一旦会議が中断。休憩中に多田次長も四方八方から説得されて参謀本部一同腰折れになり、連絡会議が再び開かれるや和平交渉打切りを議決しました。昭和一三年一月一六日に広田外相はデイルクセン大使に「中国側に和平意志無しと認めて交渉を中止」と通告し、同日正午に近衛首相が「蒋介石を相手とせず声明」を発表し、両国駐在大使は本国に召還されて正式外交は鎖ざされ、その後実に七年半以上もの長期戦に突入しました。日中和平交渉を議題にした大本営連絡会議では広田外相は外務省の立場を放棄して、終始一言も発言しませんでした。本来ならば外務省は「蒋介石政府を突き放せば世界列強を含む世界情勢の中で苦境に陥るのは、日本か中国か」を見通して積極的に日中提携工作を策すべき立場でした。条件吊上げ論は内向きの国内世論であり、軍部はこれを重視する立場。一方外務省は外向きの国際世論を重視する立場であるにも拘らず、その自らの役割を放棄しました。当時の世界の情勢は、日独伊防共協定が締結されて日独伊の枢軸国と米英仏ソの連合国に分離し、中国がソ連と組んで連合側に入るパターンが出来つつあり蒋介石政府を突き放せば日本がアジアに孤立する情勢にありました。「第一条件ならば受諾し、南京陥落後の厳しい条件ならば徹底抗戦を採用とする」とした蒋介石の外交戦略を真っ先に把握して和平交渉をまとめ、日本の孤立化を回避することこそ外務省の使命でした。日本側の提示条件は、敗者が勝者に賠償を支払うといった発想で、時代遅れの帝国主義者の言い分でした。世界的情勢判断・受容可能な交渉条件判断といった外務省の使命役割を広田外相は放棄したのでした。日本政府は自ら国民政府との窓口を鎖して両国間の国交は断絶。戦争終結の手掛かりを失って見通しが無くなった事態にあっても近衛首相を始め陸海軍省、外務省を含む政府全体に、長期戦に対する用意は全く無く、ひとり政治的興奮があるのみで、政略・戦略の裏付けを欠く暗澹たる前途のみが横たわっていました。

出典…

- 「日本の歴史25 太平洋戦争」 林茂著 中央公論社
 「陛下のご質問」 岩見隆夫著 文春文庫
 「軍国日本の興亡」 猪木正道著 中公新書
 「広田弘毅―『悲劇の宰相』の実像」 服部龍二著 中公新書
 「重光・東郷とその時代」 岡崎久彦著 P H P 研究所
 「中国の幣制改革と国際関係」 野沢豊編 東京大学出版会
 「日本外交文書 昭和期Ⅱ第一部第四卷(下)…四 中国の幣制改革」 外務省編纂
 「一九三五年中国『幣制改革』と宋子文…国民政府による幣制改革」 馬越麻紗美著
 「昭和天皇 第四部」 福田和也著 文芸春秋
 「外交官の一生」…石射猪太郎著 中公文庫
 「日中戦争4」 児島襄著 文春文庫
 「石原莞爾」 青江舜次郎著 読売新聞社
 「無念なり 近衛文麿の闘い」 大野芳著 平凡社

脚注…

- 1 岩見隆夫 二一〇頁 2 猪木正道 二五四頁 3 猪木正道 二三八頁
 4 服部龍二 一六〇頁 5 岡崎久彦 八八頁
 6 「日本外交文書 昭和期Ⅱ第一部第四卷(下)…通貨危機に対する中国政府の対応」
 7 野沢豊 四二頁 8 野沢豊 四三頁 9 服部龍二 九六頁
 10 馬越麻紗美 「一九三五年中国『幣制改革』と宋子文」 付属の「国民政府による幣制改革略年譜」
 11 福田和也 一九六～一九八頁
 12 馬越麻紗美 「一九三五年中国『幣制改革』と宋子文」 付属の「国民政府による幣制改革略年譜」
 13 林茂 四七頁
 14 石射猪太郎 二九七頁
 15 児島襄 二三～二四頁
 16 青江舜次郎 二九四頁
 17 大野芳 一七六～一七七頁
 18 石射猪太郎 三〇四～三二〇頁
 19 児島襄 一五六頁
 20 石射猪太郎 三二〇頁
 21 林茂 五八～六六頁

補足説明…和平第一条件

昭和十二年一月二日に広田外相が駐日ドイツ大使デイルクセンに提示した**和平第一条件**は、盧溝橋事件時に日中和平交渉用として作成した八月七日四相会議決定の講和条件に則したもので、盧溝橋事件直後に局地戦として事態を收拾しようとした穏便な案で満州国承認を要求していない。

「和平第一条件」

- ① 内蒙古自治政府の樹立②華北（満州国境より天津・北京に至る地域）に非武装地帯の設定し中国警察による治安維持③南京政府に華北の全行政権を委任するが親日的な行政長官を希望する
- ④上海の非武装地帯を拡大し、国際警察が管理する ⑤排日政策を停止⑥中ソ不可侵条約と矛盾しない形式の共同防共 ⑦日本商品の関税引き下げ ⑧中国内の外国人の権利尊重

補足説明…加重された日華和平条件案

昭和十二年二月二日に閣議決定され、デイルクセン駐日ドイツ大使に提示された**和平条件案**

- 一、中国は容共抗日満政策を放棄し日満両国の防共政策に協力 二、所要地域に非武装地帯を設定 三、日満支三国間に経済協定を締結 四、中国は日本に所要の賠償を行う
- その他に細目が付随していました。

- ①満州国の承認 ②排日・反満政策の放棄 ③北支・内蒙古に非武装地帯④北支は中国の主権下にて、日満支三国の共存共栄を実現する機構を設定し、日満支三国の経済合作の実を上げる ⑤内蒙古に防共自治政府を設定 ⑥防共政策を確立 ⑦日本軍の中支那占拠地域に非武装地帯を設定し、上海に租界外に特殊政権を設け日支協力して治安維持と経済発展に当る⑧日満支三国は資源開発、関税、交易、航空、通信に関し協定を締結

補足説明…天羽声明

昭和九年（一九三四年）四月一三日に対中国欧米干渉排除を強硬に主張する外務省の実力者・**重光葵**外務次官が、中国より**英米勢力を排除し、日本の進出を独占的に進めようとする趣旨の電信案を**、亜細亜局第一課長・守島伍郎に作成させて広田外相に承認を求め、外相は首をかかげたものの署名した。重光次官はその電信文を中華公使・**有吉明宛**に発信した。四月一七日に外務省情報部長・**天羽英二**が独断でその電信文を内外に発表した。その要旨は「日本は支那と共に平和及び秩序の維持に努めており、支那の保全、統一乃至秩序の回復を日本は切望する。故に支那が外国を利用して日本を排斥し東亜の平和に反する措置に出て**排外政策を採ろうとするならば之に反対する**。また列国側が満州事変や上海事件から生じた特殊状態を考慮して、支那に対する**財政的援助、技術的援助を口実に支那と共同動作を行おうとするならば、政治的意味を帯びることは必然であり、日本は之に反対せざるを得ない**。

例えば中国に、武器、軍用飛行機等を供給し軍事教官を派遣し、政治借款を起こす如きは、日本との関係を離間し極東平和及び秩序維持に反する結果を生ずることは明白で、日本は之を黙過する事はできない。」世に言う「**天羽声明**」として、**中国に権益を保持している欧米列強には、中国に対する欧米の不干渉を要求したものとして、「モンロー主義…米国と欧州諸国の相互不干渉を提唱」の焼き直し**だとして欧米列強、特に英米に強い反発・非難を招いた。その反響の大きさに驚いた広田外相は天

羽部長に四月一七日に、その内容を緩和させた**第二次声明**を発表させた。「日本は支那の保全、統一、繁栄を希望しており、支那の独立、権益を希望し、第三国の権利を害する意志は無い。但し各国が東亜の平和・秩序の攪乱に導く行為には反対する。諸外国又は国際連盟が支那に対して利己本位の政策を執行する時代は過ぎ去った。」再度の発表は却って欧米列強間に日本外交への不信感が広がった。広田外相はグルー米国駐日大使等の欧米大使に欧米第三国の利益を害するものでないと釈明したが、重光次官や天羽部長をなんら処分しなかった。

（筆者注記…天羽声明の論点はアジアでの平和維持は日本の責務と主張したが、日本が自らの植民地主義（朝鮮・台湾）や侵略主義（満州・北支の支配）を放棄しない限り、日本支配が優先するアジアを西欧から守るという事にすぎない。）

補足説明…広田三原則 昭和十年（一九三五年）一〇月七日

広田外相は、重光次官や守島伍郎東亜局第一課長が作成した三原則を、中国政府内の親日派が和平交渉を求めてきた時に、「**広田三原則**」として昭和十年（一九三五年）一〇月七日に発表した。

「広田三原則」

①支那側をして**排日言動の徹底的取締**を行い、且つ欧米依存からの脱却すると共に対日親善政策を採用し、諸政策を現実に実行し、具体的問題につき帝国と提携させること

②支那側をして満州国に対し差し当たり**満州国の独立を黙認**し、反満政策を止めさせるのみならず、少なくともその接満地域たる北支方面に於て、満州国との間に経済的・文化的融通提携を行わしめること

③外蒙古等より来る赤化勢力の脅威が日満支三国の脅威であることに鑑み、支那側をして外蒙古接壤方面に於いて**赤化勢力の脅威排除**の為我が方の希望する諸般の施設に協力させさせること。

補足説明…陸軍主導の桐工作

陸軍は支那事変の終結策がなく苦慮していた。蒋介石も欧州大戦勃発でソ連や英国の援助が期待できず経済的に先行きが暗かった。昭和十四年二月蒋介石夫人の宋美齡の弟・宋子良と参謀本部支那課・鈴木卓爾中佐が香港で接触して、秘密裏に和平工作を進めていた。鈴木中佐は ①満州国承認問題②汪兆銘政権の処遇 ③中国駐兵問題について交渉を開始し、昭和十五年一月二〇日頃には支那派遣軍第二課長・今井武夫大佐も参加した。ある程度交渉が進展したので、今井大佐は南京の支那派遣軍総司令官・西尾寿造大將に報告した。西尾総司令官は、重慶の真意は威力偵察と論評した。その報告に対して、畑俊六陸相は「蒋介石も南寧作戦で虎の子の機械化部隊が殲滅されて、又ガソリンも欠乏した窮状が、和平交渉に踏切つた要因ではないか」と判断して、その和平工作を政府の方針として推進する事にした。二月二二日に香港工作の暗号名を**桐工作**として、「重慶の包括乃至切崩し」を目的とする支那派遣軍限りの謀略として実施する旨下達された。三月八日に香港で交渉が再開され、三月九日満州国承認を含む八ヶ条の停戦条件覚書が作成された。しかし翌日になると、蒋介石の訓令と称する「和平意見」を提示してきた。その内容は覚書の内容より不鮮明な部分や抽象化したものが多く、日本側が反対したので、中国側は蒋介石説得を試みるとして一週間の猶予を求めてきた。三月一四日に畑陸相、阿南惟幾次官や他の陸軍幹部に交渉経過を説明し、成功の見込

みありと評価され、三月二十六日に予定されていた汪兆銘政権発足の延期が必要になった。畑陸相は翌一日に米内首相等政府首脳に桐工作を打明けた。米内首相は一六日に天皇に拝謁して、桐工作の状況を報告した。陛下には重慶工作に大いなる期待を示されると同時に「何故初めより正式代表を出さざるや」との御下問ありの由。三月一七日参謀本部は桐工作による停戦交渉を行うように支那派遣軍に指示した。支那派遣軍参謀総長・板垣征四郎中将は三月二三日に汪兆銘と会見して、新政府の樹立を二〇日迄延期するように要請し、汪兆銘も承知した。同日夜に宋子良から鈴木中佐に蒋介石から板垣中将宛の伝言で、和平会談並びに汪兆銘政権樹立を四月一五日迄延期すべしと連絡が入った。鈴木中佐は四月一五日迄の延期は無理で三月二五日迄待つと応えたが、三月二五日になっても宋子良から回答が無く、三月三〇日に予定通り、南京で汪兆銘政権は発足した。重慶政府はこれに対応して七七名の漢奸逮捕令を布告した。支那派遣軍は桐工作を促進する戦略上から重慶に圧力を加える意図で宜昌攻略戦を準備し、作戦は五月一日に開始され、六月一二日に宜昌を占領した。六月二〇日に香港の鈴木中佐は、宋子良から板垣・蒋介石・汪兆銘の三者会談を七月中旬頃に長沙で開催との連絡を受けた。六月二四日に参謀本部の沢田茂次長が南京に出張し、七月一二日に支那派遣軍総指令部と桐工作巨頭会談計画を作成した。七月二二日に第二次近衛文麿内閣が発足すると同日に香港では、鈴木卓爾中佐と宋子良の間で八月初旬に長沙で板垣・蔣会談を開く旨の覚書が作成された。宋子良は、第一次近衛内閣が発した「蒋介石を相手とせず声明」を否定する意思表示と、長沙会談で蒋介石・汪兆銘合作に触れない事を明言した板垣総参謀長の親書を要求してきた。日本側は近衛首相の親書と板垣中将の親書を八月二八日に宋子良に手交した。近衛首相親書は過去の声明には触れずに、長沙会談が日中両国の国交調整の礎石になることを信じて疑わないと記述されていた。九月五日に宋子良が、近衛親書は抽象的であり、また長沙会談を全面的に支持するといった文言がないと反論してきた。更に九月一七日には、宋子良が鈴木中佐に長沙会談の中止を伝えた。理由は、和平条件の不統一、会談の写真撮影の不当等と、およそこれまでの交渉内容とは懸け離れた言いがかり的なものであり、しかも蒋介石側は抗戦力がなお強大なもので屈服的和平を求めるとの発言もあった。報告を受けた板垣中将は、相手側に交渉の誠意が無いと判定し、九月一九日西尾支那派遣軍総司令官も桐工作の中止を決定した。宋子良の正体については日本側は疑惑を持っていたが、終戦の直前に重慶の秘密組織・藍衣社の幹部が上海の日本憲兵隊に逮捕され、それが宋子良と名乗る人物でした。かくして桐工作は、江兆銘政権の成立を妨害しようとした重慶側の謀略の公算が大でした。

補足説明：外務省主導の錢永銘工作

満鉄南京支店長・西義頭（トウギガタ）に、元国民政府鉄道部財政司長・張競立が錢永銘を紹介して、香港での西義頭・錢永銘会談を斡旋した。錢永銘は浙江財閥の有力者であり、蒋介石とも親交を結ぶ交通銀行総経理であった。錢永銘は、蒋介石・汪兆銘合作による統一政府の樹立、在中國日本軍の全面撤兵、日中防守同盟の締結などを主旨とする和平案を提案した。西支店長は、この提案は実現の可能性ありと評価して、張競立と共に昭和十五年九月一七日に東京にて松岡外相に報告した。この日は、まさに宋子良が鈴木中佐に長沙会談の中止を伝えた日でした。一〇月一日松岡外相は張競立・西支店長と錢永銘の和平案を協議した。松岡外相は錢永銘を信頼して西支店長に二週間以内で交渉をまとめるように指示した。松岡外相は南京の日本大

使館に赴任予定の田尻愛義参事官あきよしを銭永銘平工作の外務担当者指名し、交渉期限を一月三〇日迄と厳達した。銭永銘が蒋介石宛に手紙を書き、一〇月三一日に戴自牧金城銀行重慶支店長が伝達の為に重慶に飛んだ。一月一三日東京では支那事变処理要綱決定の御前会議が開かれた。その処理の焦点は汪兆銘政権の承認と蒋介石政府と和平交渉であった。松岡外相は、汪兆銘政権の承認は昭和十五年一月末とし、対重慶交渉の期限は一五年一二月末でもよい、と提案し承認された。その理由は「一月末迄に調印しないと汪兆銘政権が崩壊する恐れがあり、重慶交渉の為に汪政権崩壊はあつてはならない。」一月一七日に重慶・大公報の主筆・張季鸞きらんが重慶の使者として銭永銘総経理に蒋介石の伝言を持参した。「第一、汪政権の承認は無期延期、第二、無条件全面的撤兵」の二条件の承諾の下に本交渉開始に異存なし」田尻参事官は翌一八日に東京に至急電した。この頃の蒋介石政府を取巻く状況は最悪であった。①経済、財政の悪化は地方の生産活動と軍備を阻害し、共産党の勢力を拡大させ共産党軍は重慶政府の指示を無視し始めていた。②英仏の劣勢と米国の消極的な参戦姿勢に続いて、③ソ連もスターリンから蒋介石宛に激励の親書のみで具体的な援助は皆無で、中国共産党を管理制御する協力もしない。この情勢下では米英ソ陣営の日独伊同盟に対する勝利は確信してもその勝利の時期は予測不能で、それ迄米英ソの対重慶政府援助の継続が無ければ、汪兆銘政府の出現はこれまで以上に蒋介石政府の足を引つ張る要素になる。この頃の蒋介石の立場は忍耐の極限状態にあった。一月二二日四相会議で、蒋介石の二条件による和平交渉の開始を以下のように決定した。「①一月二七日迄に蒋介石の誠意を確認 ②二月五日迄に「日支両軍に全面的な停戦命令」を条件として汪新政権の承認を延期する。」四相会議の結果を田尻参事官から勧告を受けた銭永銘は、前駐日大使・許世英と張競立を重慶側の交渉代表とする要請書を秘密結社・青帮の幹部・杜月笙とげつしやうに託して重慶に派遣した。航空便の都合で出発は遅延して重慶に出発したのは一月二七日になった。一月二五日来栖ドイツ大使は、中国大使・陳介がドイツ側に伝えた蒋介石の意向「中国側は日本の撤兵意思を明らかにすればドイツによる仲介に応ずる」を聴取したが、リップンドロップ外相は「撤兵を和平交渉開始の前提とするのでは問題にならぬ」の意向も併せて松岡外相に発信した。松岡外相は、汪兆銘派の新政府承認の延引反対もさることながら、杜月笙の出発遅延などの田尻参事官が報告する香港事情、ドイツ外相の判断を伝える来栖大使電報に、強い印象を受けた模様であった。一月二八日に、銭永銘の伝言「予備交渉の為に許世英を香港に派遣すると重慶よりの連絡あり」が、開催予定の大本営連絡会議の直前に関係者に通知された。しかるに参謀本部指導班「機密戦争日誌」によれば、松岡外相は「対重慶工作は、田尻参事官の連絡によると汪兆銘政府承認の引延ばしの為になす謀略の範囲と考えられる。来栖よりの来電もまた然り。」として、銭永銘工作中止を宣言したのでした。銭永銘工作の経緯説明の担当者である外務省東亜局第一課長・太田一郎によれば、汪兆銘政権の承認会議では松岡外相の工作中止表明について、会議出席者の発言は殆どなく、興亜院政務部長・鈴木貞一中将が「汪兆銘が嫌気でもさし逃げ出してしまったら、誰が責任をとるのか」と言っても沈黙が一座を支配した。最後に近衛首相が「和平の話合いは打ち切り、日華基本条約の調印は予定通りとしましょう」と締めくくり、「汪兆銘政権承認は一月三〇日とす。三〇日迄に重慶より停戦申込みありたる場合も、承認三〇日を変更せず」と決定した。一月二九日に南京では汪兆銘の政府主席就任式が行われ、翌日一月三〇日日華基本条約が調印され、日本は汪政府を承認した。